

国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告

令和五年十月

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第六項の規定に基づき、国会に報告するものである。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第二百二十六号）（抄）

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第十五条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「消費者庁」の下に「、こども家庭庁」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

改 正 後	改 正 前
(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) 第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 補助金等又は国が直接支出する費用(行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。))又は直接支出する費用)をもって作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。) 2 (略) 二 (略)	(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) 第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 補助金等又は国が直接支出する費用(行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。))又は直接支出する費用)をもって作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。) 2 (略) 二 (略)